





## 5. 主伐後の再造林の確保

### (1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
- ・連携する他の林業経営体と一緒に実施する体制  
(連携相手等の名称: )

有して  
いる  
  ( 1 年後)

今後整備  
する  
  ( 年後)

### (2)適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
- ・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

取り組んで  
いる  
  ( 5 年後)

今後取り組む  
  ( 1 年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後整備する」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に整備する意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

## 6. 生産管理の取組

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・作業システムの改善
- ・その他 [ ]

取り組んで  
いる  
  ( 年後)

今後取り組む  
  ( 年後)

## 7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等需要者との直接的な取引  
(取引先名: 中越パルプ木材株式会社)
- ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷  
(取りまとめ機関名: )
- ・その他 [ ]

取り組んで  
いる  
  ( 年後)

今後取り組む  
  ( 年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

## 8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・コンテナ苗の使用
- ・低密度植栽
- ・下刈りの省略
- ・その他 [ ]

取り組んで  
いる  
  ( 3 年後)

今後取り組む  
  ( 3 年後)

( 3 年後)

( 3 年後)

( 3 年後)

## 9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営体独自の行動規範の策定
- ・所属する業界団体等による行動規範の策定  
(策定主体: 鹿児島県CRL認証委員会)
- ・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守  
(策定主体: )
- ・その他 [ ]

策定・遵  
守済  
  ( 年後)

策定・遵  
守予定  
  ( 年後)

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

#### 10. 雇用管理の改善

- ・現場作業員の常用化
- ・現場作業職員への月給制の導入
- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・その他

#### 11. 労働安全対策等

- ・リスクアセスメント
- ・防護具等の着用の徹底
- ・作業現場の安全巡回
- ・専門家による安全診断・指導
- ・その他

#### 取り組んでいます

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

#### 12. コンプライアンスの確保

- ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である。
- ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である。
- ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である。
- ・9の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である。
- ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である。  
(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等)

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

#### 13. その他(安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等)

安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等に関する情報	
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部への加入の有無	有
実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会の参加。 毎日朝礼、始業前ミーティングや危険予知活動を実施。 健康診断の年1回の実施。 作業現場の安全意識高揚のため、現場に安全旗を掲揚。 毎日のチェーンソー等の器具、機械の点検整備の実施。	

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間における企業としての実績を記載できるものとする。